

よくある質問

<令和6年度のキャップに関すること>

(1) 共通

Q1. 複数の品目を搬入しています。キャップは全体の数量しか示されていませんが、品目ごとに制限がありますか。

キャップは、品目によらず、当処分場に搬入する廃棄物の累積量で判断します。

Q2. 当社は、県内に複数の工場から搬入しています。キャップを事業者単位で設定してもらうことはできますか。

キャップは事業所単位で設定していますが、事業者単位でキャップを設定することも可能です。その場合、前年度の3月末までにお申し出ください。

(2) 産業廃棄物

Q3. 年間搬入量がごく少量の場合にも、平均搬入量がキャップになりますか。

平均搬入量が10t未満の事業者様については、キャップを10tとします。

(3) 一般廃棄物

Q4. 一般廃棄物のキャップは、令和4年度の搬入実績に基づいて算出することとなっていますが、令和5年度の搬入量によりキャップが増減することはありますか。

一般廃棄物の搬入量は、産業廃棄物とは異なり、年による変動が少ないことから、令和4年度の搬入量をベースにキャップを算出することとしています。

ただし、キャップの設定に当たっては、皆様からご提出いただいた搬入計画量に基づいて令和5年度の搬入量を見込んで令和6年度以降の埋立可能量を推計し、キャップを算出しています。

このため、仮に、令和5年度に搬入計画量を大きく超過した場合、令和6年度以降の埋立可能量が少なくなってしまうことから、当該自治体様のキャップを減少させていただく場合があります。

<令和7年度以降のキャップに関する事>

Q5. 令和6年度に示されるキャップは、令和7年度以降も変わらないのですか。

キャップは、日常の受入量の進捗を管理するため、重量(t)でお知らせさせていただいています。一方で、最終処分場の受入能力は体積(m³)であることから、受け入れる廃棄物の比重により受入可能量(t)は変動する可能性があります。

このため、キャップは、受入量や残余容量を考慮し、毎年度見直し、お知らせすることとしています。

ただし、大きな変動は考えられないことから、令和7年度以降も、令和6年度と同程度のキャップになる見込みです。

※ 令和6年度にキャップを超過して搬入した場合は、令和7年度以降のキャップは減少します。

Q6. 搬入実績がキャップに満たなかった場合、翌年度以降のキャップは減ってしまうのですか。

皆様にはできる限り搬入抑制に努めていただきたいと考えていますので、キャップよりも搬入を抑えていただいたことによりキャップが減るなどの不利益がないように運用してまいります。

一方で、できる限り多くの皆様に限られた処分場を有効に活用していただきたいと考えておりますので、搬入量実績がキャップより少なかった事業者様には、個別の事情をお伺いした上で、キャップの減少をご検討いただくことも考えています。

Q7. 搬入量がキャップに満たなかった場合、翌年度に繰り越すことはできますか。

原則として、キャップを翌年度に繰り越すことはできません。

Q8. 令和7年度以降は、キャップを超過して搬入できないのですか。

キャップを超過した搬入は令和6年度限りの経過措置とする予定です。

Q9. 搬入事業者が減少するなどして年間搬入量が目標の19万トンを下回った場合、翌年度のキャップが増加することはありますか。

キャップは、毎年度測量する当処分場の残余容量や搬入実績に基づいて必要な見直しを行い、毎年度通知します。このため、キャップは年度により増減することがあります。

<その他>

Q10. 新工場の建設や新ラインの稼働などで廃棄物の発生量が増加する場合、キャップを増加してもらえますか。

新工場については、新たに搬入する事業者様と同様の取扱い(100～300トンを上限)とします。

既存の契約事業場については、原則として、キャップを増加することはできません。

<問い合わせ先>

(公財)愛知臨海環境整備センター 管理部管理課：0569-89-7390